

「指定訪問介護」

重要事項説明書

社会福祉法人元気村
ヘルパーステーションにしはら翔裕園

当事業所は介護保険の指定を受けています。
介護保険事業所番号 4372701534

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所の概要.....	2
2. 事業の目的と運営方針.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. サービス内容.....	3
6. サービス利用料金.....	4
7. 秘密保持及び個人情報の使用.....	6
8. 苦情の受付及び第三者による評価の実施状況.....	6
9. 緊急時の対応方法.....	7
10. 事故発生時の対応.....	7
11. 衛生管理の対策.....	7

1、事業所の概要

【法人】

法人名	社会福祉法人元気村
代表者氏名	理事長 神成 裕介
所在地	埼玉県鴻巣市東1丁目1番25号
電話番号	048-544-0880
法人がおこなっている 他の事業所	デイサービスにしはら翔裕園（デイサービス） くまもと龍田翔裕園（ショートステイ）

【事業所】

事業所名	ヘルパーステーションにしはら翔裕園
管理者	瀧本美紀
事業所の種類	指定訪問介護
介護保険事業所番号	4372701534
所在地	熊本県阿蘇郡西原村大字布田 1086-1
電話番号/FAX	096-273-8571 / 096-273-8572

【運営規程の趣旨】

社会福祉法人元気村が実施する指定訪問介護に関して、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別紙運営規程に定めるものとする。

2、事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人元気村（以下事業者という。）が開設するヘルパーステーションにしはら翔裕園（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(2) 事業の運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ② 指定訪問介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- ③ 指定第1号訪問介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、

排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- ④ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3、事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	阿蘇郡西原村区域
営業日・営業時間	月曜日～日曜日（8：30～17：30）

4、事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

(2) サービス提供責任者 2人以上

事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。

(3) 訪問介護員 2.5人以上（常勤換算）

指定訪問介護等の提供に当たります。

5、サービス内容

(1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス及び利用者と共にを行う自立支援の為のサービス。

排泄介助	トイレ及びポータブルトイレへの移動、オムツ交換、後始末、失禁失便への対応等。
食事介助	配膳、食事姿勢の確保、接触介助、水分補給等。
清拭	清潔保持のための身体拭き、陰部洗浄等。
入浴介助	手浴及び足浴等の部分浴、全身浴の介助。浴室への移動、洗髪、洗身、使用物品の片付け等。
整容介助	日常的な身繕いの整え（洗面、口腔ケア、爪きり、耳そうじ、髪の手入れ、簡単な化粧等。）
着衣介助	着替えの準備、手伝い。
体位交換	体位の変換、安楽な姿勢の確保等。

起床・就寝介助	ベッドからの移動及びベッドへの移動介助、布団の片付け等。
移乗・移動介助	車椅子への移動の介助、補装具等の確認。
通院・外出介助	病院等の目的地への乗降の介助。
服薬確認	配剤された薬の確認、服薬の手伝い、後片付け等。

(2) 生活援助

日常生活の援助。利用者ご本人やご家族が行うことが困難な場合に行われる、本人の代行的サービス。

掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等。
ベッドメイク	ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等。
衣類の整理・被服の補修	衣類の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
調理	一般的な調理、配膳、片付け。
買物	日用品の買物、品物及び釣銭の確認。
薬の受け取り	薬の受け取り。

- ① 親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ② 事業者は、利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ③ 事業者は、衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらい、必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は、正当な理由なく訪問介護のサービス提供を拒みません。

6、サービス利用料金

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則としてその利用者の自己負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護 ※1割負担の場合

サービスの内容		基本利用料金 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照
	1回あたりの所要時間		
身体介護	20分未満	1,630円	163円
	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上 ※1時間から計算して30分増すごとのきざみの数	5,670円に30分を増すごとに 840円を加算	567円に30分を増すごとに 84円を加算

	引き続き「生活支援援助型」を算定する場合	25分増すごとに670円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに67円を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円

- (注1) 「身体介護」及び「生活援助」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。
上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本料金	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,000円	200円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本料金の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本料金の50%	
介護職員処遇改善 加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本料金と各種加算・減算の合計の24.4%	
特定事業所加算Ⅱ※		上記基本料金と各種加算・減算の合計の10%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当事業所と同一建物に居住する一定数以上の利用者に対してサービス提供する場合	上記基本料金の12%

○キャンセル料

- ① 利用者の都合により、急なキャンセルの場合は次のキャンセル料を頂きます。
(状態の急変など、やむを得ず緊急な場合のキャンセル料は不要です。)

② キャンセルが必要となった場合にはご連絡ください。

連絡先 : ヘルパーステーションにしはら翔裕園 ☎096-273-8571

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	基本利用料の半額

○その他料金

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。

実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり	100円
------------------------	------

7、秘密保持及び個人情報の使用

- (1) 当事業所の従事者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (2) 当事業所の従事者であった者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (3) 当事業者では、別途定めた「個人情報の利用目的」の範囲内に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、ご利用者又はご家族の個人情報を使用します。

8、苦情・相談の受付及び第三者による評価の実施状況等

(1) 当事業所相談窓口

ヘルパーステーションにしはら翔裕園

苦情受付窓口（担当者）	サービス提供責任者 木村 竜
所在地	熊本県阿蘇郡西原村大字布田 1086 番地 1
電話番号	096-273-8571
受付時間等	毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

苦情受付窓口	所在地	電話番号
西原村役場住民課健康福祉係	熊本県阿蘇郡西原村小森 3259	096-279-4397
熊本県国民健康保険団体連合会	熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号	096-365-0811
熊本県運営適正化委員会	熊本県熊本市中央区南千反畑町 3 番 7 号	096-324-5454

(3) 福祉サービス第三者による評価の実施はありません。

利用者様の意見を把握する取組としてスタッフルーム前にメッセージボックスを設置しております。

9、緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行い、管理者に報告を行う等の措置を講じます。

10、事故発生時の対応

サービスの提供中により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者のご家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。なお、ご利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11、衛生管理の対策

事業所は、利用者に対するサービスの提供において、「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努めます。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、指定訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 〒365-0039 埼玉県鴻巣市東1丁目1番25号

名称 社会福祉法人元気村 理事長・神成裕介 印

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、指定訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

【契約者】

住所 _____

氏名 _____ 印

【代理人】

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印